

亀山市選挙管理委員会告示第22号

令和7年1月26日執行の亀山市長選挙における期日前投票所を次のとおり設けるので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第3項の規定により告示する。

令和7年1月19日

亀山市選挙管理委員会
委員長 今西政和

<期日前投票所>

亀山期日前投票所 亀山市役所 1階 小会議室

関期日前投票所 亀山市関支所 1階

<設置期間>

令和7年1月20日（月）から同月25日（土）まで